

県養護教育センター

事業の概要

福島県養護教育センターは、次に掲げる事業を実施し、本県養護教育の振興充実に努めています。

- 心身障害児の教育相談
- 養護教育関係職員の研修
- 養護教育に関する調査研究
- 養護教育に関する図書及び資料の作成、収集及び活用
- その他、設置の目的を達成するための必要な事業

養護教育の施策は、量の拡大から質の充実に向けられ、教育内容・方法にも、一人一人のニーズに応じたきめ細かな対応が求められておりまします。また、時代の移り変わりとともに

に教育相談の内容もますます多種多様化してきています。このような現状から、多くの方々になお一層のご理解とご協力をいただくため、平成七年度の事業の概要を紹介します。

一 教育相談の概要

心身に障害のある就学前児、学齢児童生徒を対象とし、その保護者及び担任等関係者と相談を行います。

必要に応じて専門的立場からの検査等も行い、子どもの状況を総合的に判断し、家庭での養育の仕方や就学等についての相談を実施します。

相談に当たっては、子どもの障害の状態や相談内容に応じて担当者を充て、必要に応じて心身障害児総合療育センターの医師や心理判定員との連携を図り、相談者の要望に応えます。相談に関する秘密はかたく守ります。なお、相談費用はいりません。

(一) 目的

- ① 相談活動を通して、悩みや不安の解消を図り、子どもとその関係者の生活創造への援助を行います。
- ② 子どもの障害を正しく把握し、関係者に対して養育や教育について必要な情報の提供を行います。
- ③ 適切な就学指導が推進できるよう側面的援助を行います。

地域相談室

県北地域相談室 (聾学校福島分校内)	〒960 福島市森合町6-34 ☎ 0245(31) 5013
会津地域相談室 (聾学校会津分校内)	〒965 会津若松市一箕町大字 鶴賀字下柳原102 ☎ 0242(22) 1286
浜通り地域相談室 (聾学校平分校内)	〒970-01 いわき市平馬目字 馬目崎61 ☎ 0246(34) 2202

- ③ 巡回による就学相談
- 主として就学前の児童とその保護者を対象として、福島・会津若松・原町・いわきの四市を会場に七月から九月にかけて相談を実施します。

二 教職員の研修事業の概要

養護教育センターで実施する研修は、「専門研修」と「基本研修(初任者研修・経験者研修)」の二本立てに

- ① 方 法
 - センターでの相談
 - 電話等で相談の申し込みを受けた後、養護教育センターへ来所いただくか、電話で行います。
- ② 地域相談室での相談
 - 次に掲げたそれぞれの地域相談室で相談の申し込みを受けた後、電話等で行います。

申し込みは、居住している市町村の教育委員会で電話か手紙等で受付けます。(パンフレット参照)
(三) 教育相談の内容
教育相談の主な内容は、次のとおりです。